

2019 年度
(仮称)御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業

広告設置事業者募集要項

2019 年 6 月

(一社)御堂筋まちづくりネットワーク

目次

第1章 広告事業の概要

1. 広告事業の目的	1
2. (仮称) 御堂筋パークレットの概要	1
3. パークレットの所在地	3
4. 広告事業の概要	4
5. パークレット広告一般基準	8
6. パークレット広告ビジュアル表現基準	8
7. パークレット広告規制業種等	8
8. 広告掲出手続きのフロー	10

第2章 応募条件等

1. 応募資格	11
2. 広告枠使用料等	11
3. 広告枠の使用等	12
4. 広告の内容等	12
5. 広告の管理等	13
6. 免責事項	15
7. その他の条件	15

第3章 応募申込手続等

1. 応募申込手続	16
2. 質問の受付・問い合わせ先	17

様式

応募申込書

誓約書

第1章 広告事業の概要

1. 広告事業の目的

御堂筋の将来像を可視化するとともに、にぎわいと憩い空間のあり方などを検証するための社会実験として、2019年8月に「（仮称）御堂筋パークレット社会実験」を大阪市建設局と（一社）御堂筋まちづくりネットワーク（以下「当団体」という）との連携により実施することを予定しています。

パークレットの設置にあたっては、点検や保安費などの維持管理費が必要になりますが、その費用の調達方法として広告による収益事業があげられます。そこで、実際に広告設置事業者を募集することにより、広告事業による収益や市場ニーズの検証を行い、あわせて広告デザインや広告事業を通じた施設マネジメントのあり方を検討することとしました。

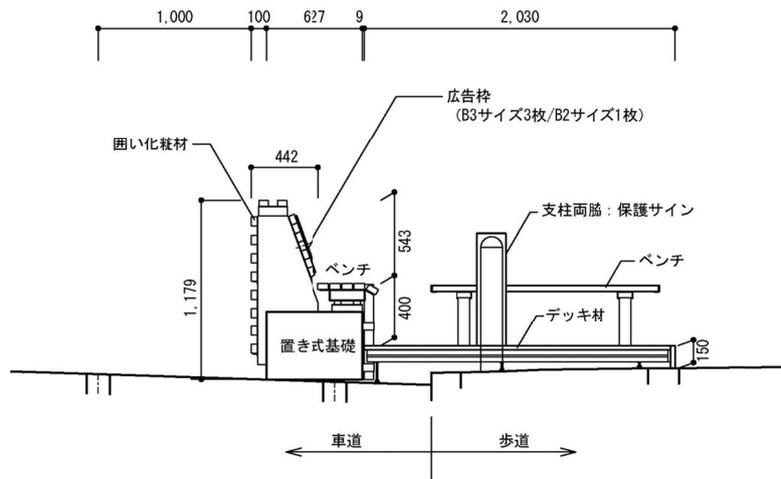
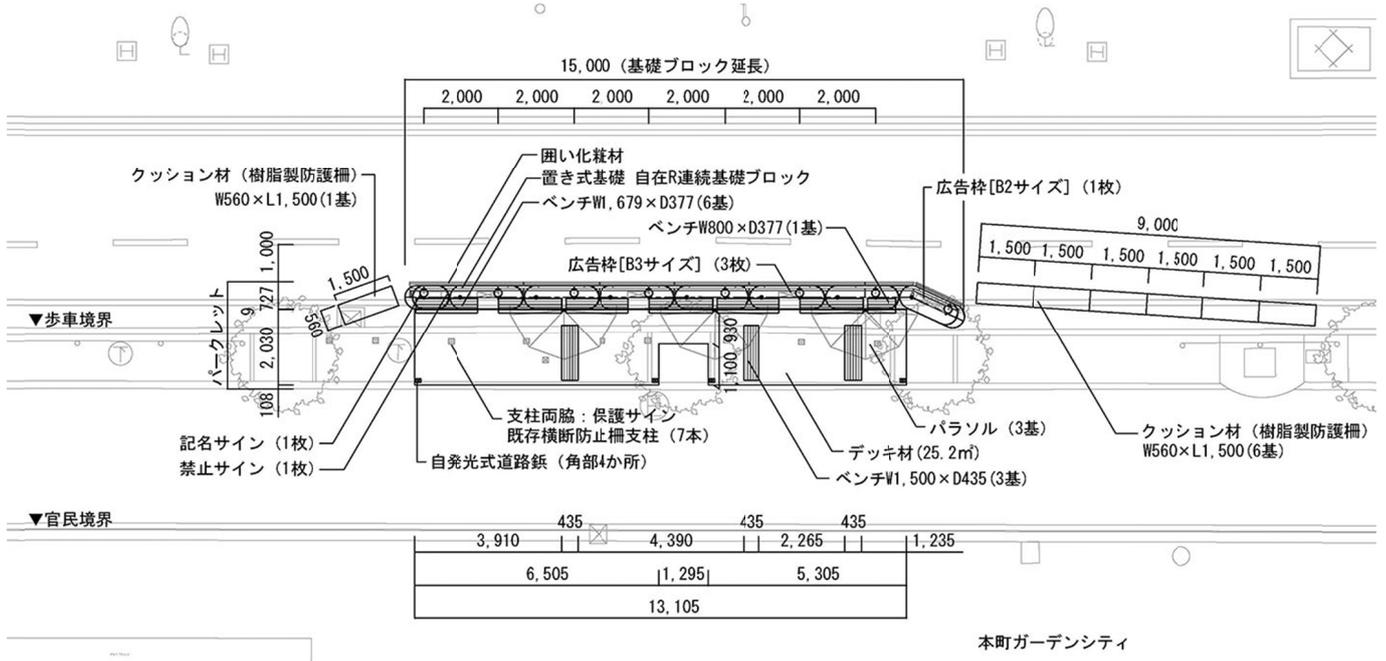
つきましては、本社会実験の期間中においてパークレットに掲載する広告の広告設置事業者を以下の通り募集します。応募にあたっては、この募集要項をよくお読みいただき内容を理解のうえ、お申し込みください。

2.（仮称）御堂筋パークレットの概要

パークレットとは道路空間を活用した新しい公共空間で、ウッドデッキやベンチ等を配置し、にぎわいや憩い空間の創出をめざし設置する休憩施設です。今回、御堂筋の将来像を可視化するとともに、にぎわいと憩い空間のあり方などを検証するための社会実験として、本町ガーデンシティ前の道路空間に設置を予定しています。



（図表）パークレットイメージ図



(図表)パークレット構造図 上:計画平面図/下:計画断面図 ※実際のものとは異なる場合があります。

設置物件の種類	占有物件 (社会実験として実施)
広告料の充当対象	当該施設の維持管理費用 ※ 広告には、それにより得た収益を維持管理費用等に充当される旨を表示するものとします。
パークレット及び広告枠の占有者	大阪市建設局企画部企画課 (道路空間再編担当) 〔連絡先〕 電話 06-6615-6786

(図表)パークレットの概要

3. パークレットの所在地

本町ガーデンシティ前歩道及び車道（大阪市中央区本町3丁目6-4）



(写真)パークレット設置予定地／(図表)パークレットの所在地

パークレットの具体的なイメージについては、2017年度に淀屋橋で実施した際の情報をまとめたウェブサイトもご参照ください。

<https://midoparklet.wordpress.com/>

4. 広告事業の概要

(1) 広告事業の概要

社会実験として本町ガーデンシティ前の道路空間に設置を予定している、(仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業です。

募集する広告設置事業者には、パークレットに設置する広告枠を使用して広告パネルの製作、設置、撤去等を行っていただきます。

(2) 広告枠

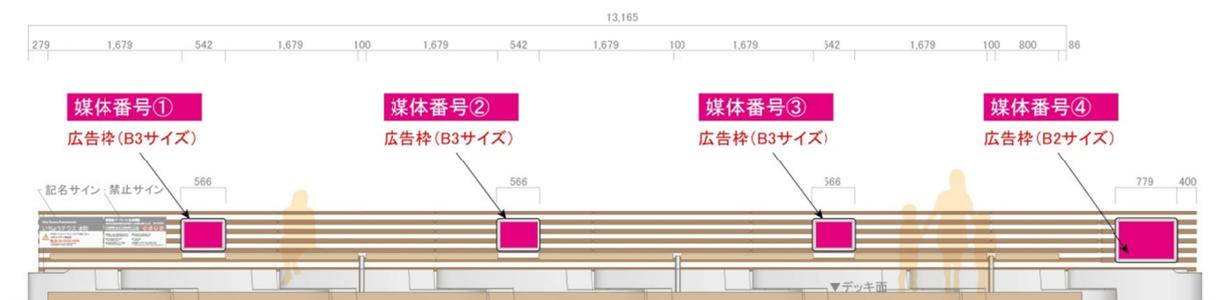
パークレットに設置する広告枠の数は、B3 サイズ 3 枠および B2 サイズ 1 枠となります。

広告枠	媒体番号	枚数	画面寸法 (広告掲出枠)	外枠寸法 (フレーム外寸)
B3 サイズ	①②③	3	高さ 326×幅 477mm	高さ 415×幅 566mm
B2 サイズ	④	1	高さ 477×幅 690mm	高さ 566×幅 779mm

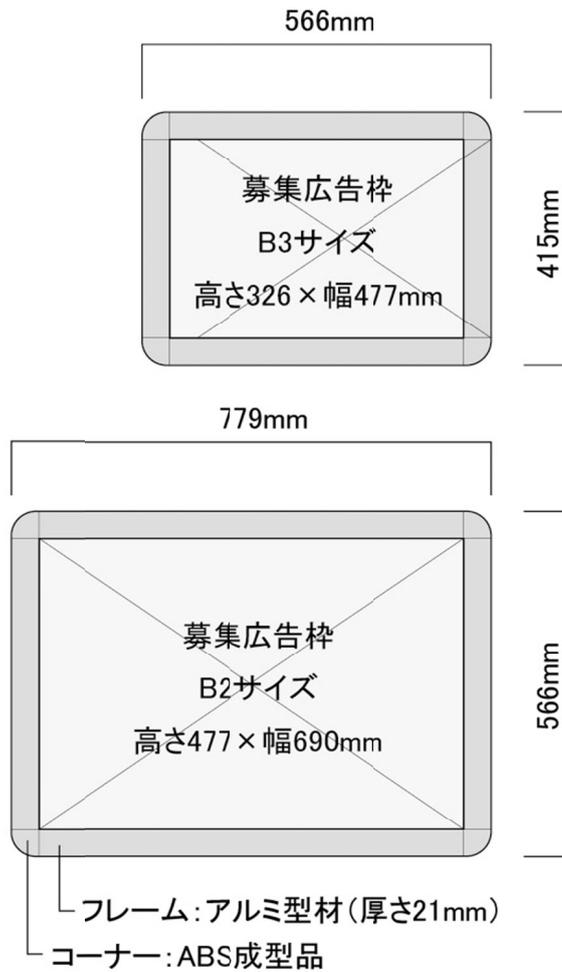
(図表)使用する広告枠の概要



(図表)パークレット広告枠位置図(平面図)



(図表)パークレット広告枠位置図(立面図)



(図表)広告枠寸法図

- ※ 寸法等は、実測値と異なる場合があります。
- ※ 上記広告枠を用いて製作した広告パネルを差し込み、あわせて設置を行ってください。
- ※ 必要に応じて、当団体やパークレット施工者等の関係者と調整を行ってください。



(図表)広告枠設置イメージ図

(3) 広告面表示内容

広告枠1枚に複数社(1~6社程度)の広告掲載を可能とする「分割使用型」と、広告全てを1社広告とする「メディアジャック型」の2パターンの広告掲出を期間内に行っていただきます。期間の配分は提案を求めますが、いずれの広告も最低1カ月の掲出を行ってください。

※ それぞれの条件に即した表示内容やフォーマットとします。

※ いずれかのパターンのみによる応募は受け付けません。

広告掲出期間	2019年8月から2020年1月上旬まで ※設置期間は除く	
広告面表示内容	「分割使用型」と「メディアジャック型」の2パターン ※いずれかの広告を最低1カ月掲出	
	〔フォーマット1〕 分割使用型 <ul style="list-style-type: none"> ● 広告枠1枚につき、1~6社程度、複数社の広告掲載を可能とします。 	〔フォーマット2〕 メディアジャック型 <ul style="list-style-type: none"> ● 媒体番号①~④全てを1社広告によるものとします。
フォーマット概要(詳細後述)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・店舗名、ロゴなどの情報について、位置、サイズ、地色の色彩などを統一したデザインとしていただきます。 	
その他の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告主が集まらない等の問題が発生した場合には、当団体との協議によりフォーマット内容を調整するものとします。 ● フォーマットに関わらず、全ての広告に本広告事業がパークレットの維持管理費用等に充当される旨を表示していただきます。 ● 後述するフォーマットを基本とするとともに、「パークレット広告一般基準」「パークレット広告ビジュアル表現基準」「パークレット広告規制業種等」を遵守していただきます。 	

※ 広告の設置については、広告設置事業者で行っていただく必要があるため、掲出開始期間までに行ってください。

※ 広告の設置にあたっては、設置方法や工程等について、当団体と調整を行ってください。

※ 広告掲出期間は、パークレット本体整備の工程により若干日を変更する可能性があります。

(4) 広告フォーマット

前項で示した募集する広告、「分割使用型」と「メディアジャック型」の2パターン共通の広告フォーマットを以下に示します。

〔フォーマット〕 媒体番号 広告フォーマット:分割使用型(背景色、デザイン要素統一)	
概要	フォーマットや掲載内容を規定したシンプルな広告

- 掲載情報は、企業・店舗名、ロゴなどとし、位置やサイズといったデザイン要素については、なるべくレイアウトの共通化を行い、統一感のある意匠や集約化に努めてください。
- 掲載情報以外の背景となる地色については、無彩色であるライトグレー（マンセル値 N8.5 程度）で統一するとともに、下段などの一部をダークグレー（マンセル値 N3.5 程度）として、その部分に白字で「本事業による広告料はパークレットの維持管理費等に活用します」と表記を行ってください。
- その他「パークレット広告一般基準」「パークレット広告ビジュアル表現基準」「パークレット広告規制業種等」を遵守してください。
- 広告枠1枚につき1社のみを掲載する場合のみ、写真の掲載を可能としますが、写真の掲載は1枚までとします。広告枠を分割して複数の広告（広告主）を掲載する場合、写真の掲載は行えません。また、御堂筋の広告として不適当と判断した写真は、広告設置事業者に広告内容の修正・削除等を求めます。

※ なお、広告主が集まらない等の問題が発生した場合には、当団体との協議によりフォーマット内容を調整するものとします。

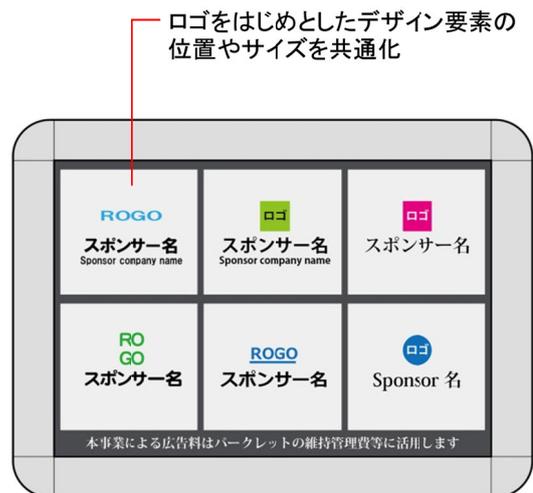
広告枠1枚に1社を掲載した例



地色を無彩色であるライトグレー（マンセル値N8.5程度）で統一

背景をダークグレー（マンセル値N3.5程度）をとし、本広告事業がパークレットの維持管理費用等に充当される旨を表示

広告枠1枚に6社を掲載した例



ロゴをはじめとしたデザイン要素の位置やサイズを共通化

※ 上記広告枠のサイズは、幅150mm×高さ138mmで記述

(図表) 媒体番号①② 広告フォーマット イメージ図
※イメージであり、上記レイアウトに準じる必要はありません。

5. パークレット広告一般基準

設置する広告は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努めてください。
- (2) 基調となる色彩は、周辺のまちなみやパークレット全体の形態意匠と調和のとれた風格のある御堂筋沿道にふさわしい、落ち着いた色彩を基本としてください。

6. パークレット広告ビジュアル表現基準

一般広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しません。

- (1) 情報過多、文字情報が多いもの。
- (2) 彩度6を超える色彩が各面の見付面積の5分の1以上となるもの。
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 標識等の見通しを阻害するような位置及びこれとまぎらわしい色彩のもの。
- (5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。
- (6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。
- (7) 点滅又は回転等をするもの
- (8) 地上に設置するものについては、通行の妨げになるものや、高さが5mを超えるもの、一の表示面積が2.5㎡を超えるもの、5箇所以上となるもの。
- (9) その他、当団体や大阪市等の審査で不適切と判断されたもの。

7. パークレット広告規制業種等

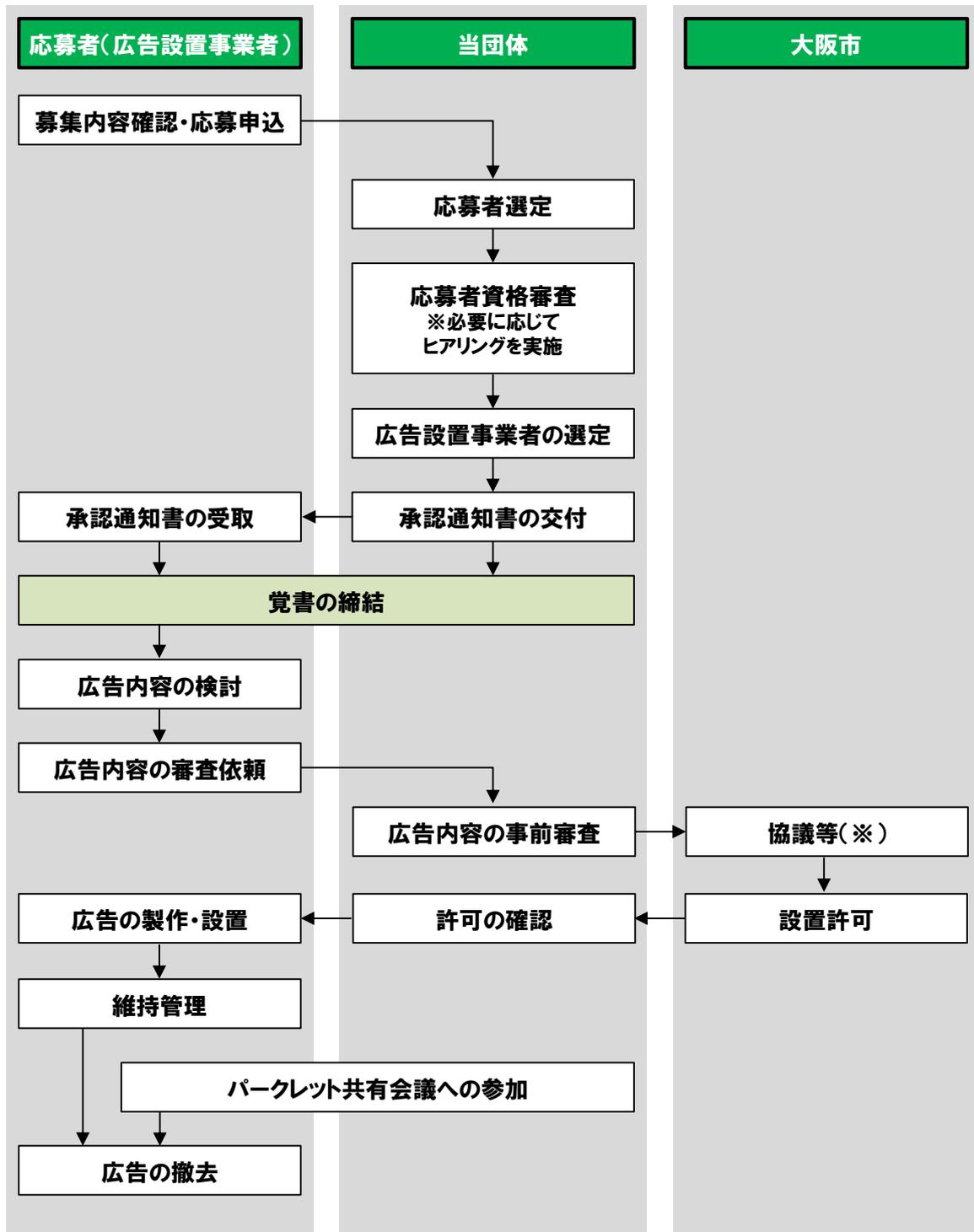
次の各号に定める業種又は事業者（事業者とは、広告主たる法人又は個人を指し、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む。）の広告掲載等については、これを承認しません。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張（意見発表の場とする等）
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告物の内容について、審査会構成員の所属する組織が推奨しているかのような誤解を与えるもの（「大阪市公認」「大阪市推奨」等）

- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの（不安や不快の念をもたらすものや、暴力・投機をあおる恐れのある表現、人の顔を実物より大きく表示するなど車両運転者への視線誘導の恐れのあるもの 等）
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの（不祥事を起こした企業等の広告 等）
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、ギャンブル等を肯定するもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現 等）
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- (14) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現 等）
- (15) その他、広告として不相当であると当団体が認めるもの

8. 広告掲出手続きのフロー

広告の募集から撤去までの広告掲出手続きの流れについて、以下に示します。



※ 大阪市との協議や審査には、一定の期間を要することが予想されるため、余裕のあるスケジュールとしてください。

(図表) 広告掲出手続きのフロー

第2章 応募条件等

1. 応募資格

次の要件を全て満たす事業者に限りに、応募することができます。

- (1) 広告代理店として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、設置業務について、地方自治体、公共施設などでの実績のある事業者であること。
- (2) 提出した書類を当団体が審査し、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続き中の事業者でないこと
- (4) 行政機関からの行政指導を受けた場合、改善がなされていること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団でないこと
- (6) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (7) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者でないこと
- (8) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている事業者等でないこと
- (9) 市税を滞納している事業者でないこと

2. 広告枠使用料等

- (1) 広告枠使用料等の設定

当団体が規定する最低使用料以上の価格で申込みがあったもののうち、最高の応募価格を使用料として設定します。

- (2) 必要経費の負担

下記の費用は、広告設置事業者の負担とします。

- ① 広告パネルの製作費
- ② 広告パネルの設置、撤去、保守にかかる一切の費用

- (3) 広告枠使用料等の支払

広告設置事業者は、消費税及び地方消費税額を加算した額（以下「広告枠使用料等」という）を、当団体が指定する方法で、当団体が定める期日までに納めていただきます。

※ 広告枠使用料等の支払いについては、別途協議とします。（契約時に確認）

(4) 広告枠使用料等に関する注意事項

広告枠使用承認の取消もしくは広告枠の使用を辞退されることになった場合であっても、納入済みの広告枠使用料等は返還いたしません。ただし、当団体の責に帰すべき事由や事故等によりパークレットの撤去が必要となった場合は除きます。なお、返還すべき事由が発生した場合は、当団体と広告設置事業者において別途協議のうえ行います。ただし、返還は広告枠使用料等のみとし、その他の費用については、当団体は一切負担しません。

3. 広告枠の使用等

(1) 広告設置事業者の決定及び広告枠使用の承認

最高の応募価格を提示した広告設置事業者を優先として、先述した「応募資格」に基づき内容を審査し、広告設置事業者の決定ならびに広告枠の使用の承認を行います。当団体より審査終了の連絡がありましたら、速やかに承認通知書を受け取りにお越してください。

※ 当団体からの連絡は、決定した広告設置事業者のみとします。

※ その他の結果については当団体のホームページをご参照ください。

(2) 申込みの取下及び辞退

申込みの受付後、使用承認されるまでに申込内容の全部または一部を取下げるとき、若しくは、使用承認後に申込内容の全部または一部を辞退するときは、速やかに「(仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業 取下・辞退届」を当団体まで持参し、提出してください。ただし、納入済みの広告枠使用料等については返還いたしません。

(3) 広告枠使用承認の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、広告枠使用の承認を取消すものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①当団体が指示する修正、削除等に従わないとき②当団体が定める期日までに広告枠使用料等の支払いがないとき③本要項「応募資格」の各号のいずれかの要件を満たしていないことが判明したとき④提出書類に虚偽の記載があったとき⑤その他、当団体が必要と認めたとき |
|---|

4. 広告の内容等

(1) 広告内容の審査

使用承認を受けた広告枠への広告の掲出にあたっては、広告内容の審査が必要です。当団体の事前審査を経て、大阪市への審査を受けていただく必要があります。掲出の承認を得た広告以外は掲出できません。あらかじめ、広告内容の自主審査を行ったうえで、必要な審査手続きを行ってください。

① 広告内容の自主審査

掲出する広告内容については、関係法令及び要綱、要領を遵守しているか否かについて、広告設置事業者が自主審査を行ってください。

※ 広告主を募集して広告掲出を行う場合（広告設置事業者と広告主が異なる場合）は、広告主並びに広告内容について、「パークレット広告一般基準」「パークレット広告ビジュアル表現基準」「パークレット広告規制業種等」の規定に抵触しないことを必ず確認してください。該当する場合、当該広告は掲出できません。

② 当団体への事前の審査依頼

当団体への事前の審査依頼は、必ず自主審査を行ったうえで依頼してください。また、審査時間をふまえ、以後の広告の製作、設置などの工程を計画してください。

当団体では、審査結果や審査期間の長期化等による損失等についての責は負いません。また、納入済みの広告枠使用料等は返還しません。

(2) 広告内容審査の視点

広告内容の審査については、以下の視点で行うものとします。

- ① 大阪のシンボリストリートである御堂筋にふさわしい、にぎわいと魅力あるまちなみ創造の実現に資するものとなっているか。
- ② 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与えるものとなっているか。

(3) 広告内容等の修正、削除等

当団体では、広告内容、デザイン等が各種法令等または「パークレット広告一般基準」「パークレット広告ビジュアル表現基準」「パークレット広告規制業種等」に抵触しないか審査します。審査の結果、抵触すると判断した場合は、広告設置事業者に広告内容の修正・削除等を求めます。

この指示に従わない場合は、広告枠の使用承認を取り消すこともあります。この場合、納入済みの広告枠使用料等は返還しません。

(4) 広告の掲出・撤去作業

広告の掲出及び撤去作業の日時等は、当団体の事務局に連絡し、事前に調整してください。なお、作業は広告設置事業者または広告設置事業者の依頼を受けた方が行ってください。

※ 広告の掲出作業は、広告枠使用料等が納付されていることを当団体が確認するまで実施できません。

5. 広告の管理等

(1) 維持管理

広告枠は、現状有姿で使用していただき、使用期間中は、広告設置事業者による善良な管理者の注意義務をもって維持管理を行っていただきます。なお、これに要する費用は広告設置事業者の負担とします。

(2) リスクの負担に関すること

- ① 広告枠の使用にあたり、事故や被害または問題が発生した場合は、速やかに当団体に報告するとともに、広告設置事業者の責任と費用負担において対応してください。
- ② 広告設置事業者の責により、当団体が被害者その他第三者から損害賠償その他の名目の如何を問わず金員の支払いを余儀なくされた場合（法律、判決その他債務名義に基づく場合を含みますが、それに限りません。）には、広告設置事業者は、当団体が要した費用（弁護士費用を含みます。）を直ちに支払っていただきます。
- ③ 広告設置事業者（自ら広告を掲出する広告主たる事業者を除く。）は、本事業の実施に際し、別途、広告主と契約を行う際は、広告枠使用承認期間が満了した場合または広告枠使用承認が取り消された場合、広告主が当該広告枠に広告を掲出する権利を喪失することを広告主との契約に明記しなければなりません。
- ④ 広告設置事業者（自ら広告を掲出する広告主たる事業者を除く。）と広告主との契約について、広告主から損害賠償その他の名目の如何を問わず金員の請求があった場合、当団体は一切関与しません。

6. 免責事項

- (1) 当団体の責に帰すことのできない事由により、広告設置事業者の被った損害に対しては、当団体はその責を負いません。
- (2) 当団体が必要と認めるパークレットの修繕、改修、保守点検作業等により広告設置事業者の被った被害に対しては、当団体はその責を負いません。
- (3) 前項により広告設置事業者が広告枠を一時的に使用できなくなった場合も、それによる広告枠使用料等の返還は行いません。
- (4) 地震、風水害、火災、停電、漏水事故その他当団体及び広告設置事業者の責に帰すことのできない事由により、通路の全部または一部が使用できなくなり、使用承認した広告枠で広告の掲出が不可能になったときは、当該使用承認は当然に終了したものとし、かつこれによって広告設置事業者が被った損害については、当団体は何らの責を負いません。なお、この場合、広告枠使用料等については、当団体と広告設置事業者において別途協議のうえ返還します。

7. その他の条件

- (1) パークレット共有会議への参加

社会実験実施中に、当団体をはじめパークレットの占有主体である大阪市建設局、ビル管理会社、セキュリティ会社、製作・施工会社、調査会社で状況を共有する会議を月に1回程度開催することを予定しています。本事業による広告設置事業者についても、参加をお願いすることがあります。

- (2) その他

本要項に定めのない事項や疑義が生じた場合は、すべて当団体の決定によるものとします。

第3章 応募申込手続等

1. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

2019年6月14日（金）から2019年7月5日（金）

※ 2019年7月5日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 申込必要書類・部数

下表の必要書類を、次項の送付宛先に郵送してください。

- ※ 受付は原則、郵送のみとさせていただきます。持参等による受付は行っていません。
- ※ 提出方法は、郵送で事故防止の為に「書留（簡易書留郵便）」で送付してください。
- ※ 個別に必要書類到着の確認は行っておりません。書留（簡易書留）の追跡サービスで到着状況を確認して下さい。書類に不備がある場合には、お電話でお知らせします。
- ※ なお、ご提出頂いた応募書類は返却しませんので予めご了承ください。広告設置事業者の選考終了後、責任をもって応募書類を破棄処分します。

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の様式に必要事項を記入
会社等概要	様式自由	1部	「第1章 広告事業 2. 応募資格」を判断することができるもの

(図表) 申込必要書類・部数

(3) 送付宛先

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク 事務局

〒541-0053 大阪市中央区本町4丁目1-13 (株) 竹中工務店内

E-mail info@midosuji.biz

2. 質問の受付・問い合わせ先

(1) 受付期間

募集開始から 2019 年 6 月 28 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問については、電子メールにて以下のアドレスまで提出してください。送信の際には、メール件名に「パークレットの広告枠を活用した広告事業 広告設置事業者募集」として送信してください。

〔提出先〕 E-mail : info@midosuji.biz
〔御堂筋まちづくりネットワークホームページ〕 http://www.midosuji.biz/

※ 電話による質問の受付は行っていません。

※ 質問等への回答は、当団体のホームページに掲示し、個別には回答しません。

(様式 1)
2019 年 月 日

応募申込書

(一社) 御堂筋まちづくりネットワーク 御中

所在地 (〒 -)

名称及び代表者氏名

印

電話番号

メールアドレス

(担当者氏名)

募集要項の各条項を承知の上、(仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業について、次の通り参加したいので、資料を添えて申し込みます。

1. 広告枠使用料 _____ 円

注：応募価格は、百円単位（税込み）で記入してください。

金額は算用数字で記入してください。

初めの数字の頭に¥を記入してください。

2. 添付書類

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式 1	1 部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書	様式 2	1 部	所定の様式に必要事項を記入
会社等概要	様式自由	1 部	「第 1 章 広告事業 2. 応募資格」を判断することができるもの

(様式 2)

2019年 月 日

誓 約 書

(一社) 御堂筋まちづくりネットワーク 御中

所在地 (〒 -)

名称及び代表者氏名

印

私は、(一社) 御堂筋まちづくりネットワークが実施する 2019 年度 (仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業 広告設置事業者募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

記

1. 応募申込書の提出に際し、2019 年度 (仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業 広告設置事業者募集について十分理解し、承知の上で申込み、参加します。
2. 2019 年度 (仮称) 御堂筋パークレットの広告枠を活用した広告事業 広告設置事業者募集要項の「応募資格」に定める必要な資格を有しており、申込みに係る提出書類のすべての事項は、事実と相違ありません。なお、虚偽の記載事項があった場合は、いかなる処分を受けても、一切異議を申し立てません。
3. 広告設置事業者の決定に関して、(一社) 御堂筋まちづくりネットワークのホームページに事業者名及び決定価格を掲載することに同意します。